

「緑の雇用」新規就業者育成推進事業・ 現場技能者キャリアアップ対策

「緑の雇用」新規就業者育成推進事業・現場技能者キャリアアップ対策は、人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給に必要な間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成するもので、今年度県内3経営体から、FW1年目研修に3名、FW2年目研修に2名、FW3年目研修に2名が研修を終えた。当センターは集合研修業務、監督・検査業務を担当している。

平成29年度から指導員を研修現場へ配置することが義務化されたが、令和3年度からは指導員の要件が原則FL、FM修了者に限定されることになったため、「緑の雇用」事業に取り組む経営体はFL、FM研修生の育成に取り組む必要がある。なお、令和3年度以降の従来の指導員資格所有者に対する経過措置や、新規経営体への対応等については現在検討中である。



林業就業支援講習

林業就業支援講習は、厚生労働省委託事業として、全国森林組合連合会(全国林業労働力確保支援センター)が各都道府県で実施するもので、林業への就業を希望する方を対象に、基本知識、林業体験、職場見学を行うとともに、個別の就職・生活相談を実施することで、林業に就業するために必要な知識や資格を身につけ、林業への円滑な就業を支援するための講習である。当センターでは、令和元年8月27日(火)から9月13日(金)(土日を除く14日間)の日程で平成31年度第2期林業就業支援講習を開催した。今回の講習では、県内外10名の方に支援講習修了証と刈払機取扱作業安全衛生教育、伐木等の業務にかかる特別教育と小型車両系建設機械の修了証が交付され、講習終了後、県内林業事業体の就業相談を受け就業につながる方もいた。また、同講習は来年度にも開催する予定である。



林業就業支援事業運営会議

令和元年8月30日(金)TKPガーデンシティ博多新幹線口において、厚生労働省職業安定局雇用開発部農山村雇用対策室佐藤室長補佐を来賓に迎え、午前中は平成31年度「事業研修会(支援講習ブロック研修会)」西ブロックに参加し、平成31年度林業就業支援講習(第1期)の実施状況等について、広島県の担当者から報告並びに意見交換を行った。午後からは平成31年度「事業研修会(雇用管理改善ブロック研修会)」西ブロックに参加して、事務局より事業についての説明後、3つのグループに分かれてテーマを決めて討議し、内容について発表した。両会議とも全国森林組合連合会大屋担い手・雇用対策部長が今後の事業運営の協力依頼等挨拶を行った。



「森林の仕事ガイダンス」に参加

「森林の仕事ガイダンス」は新たな林業の担い手の確保と育成を目的に開催されるもので、令和元年10月26日(土)東京、11月16日(土)大阪において開催され、当センター職員と県森林組合連合会の職員が参加し、香川県での林業の仕事や就労について多くの相談を受けた。

東京会場(東京国際フォーラム)では、会場全体で976名の相談者が訪れ、香川県ブースにも7名の相談者、大阪会場(天満橋OMMビル)では、会場全体で563名の相談者が訪れ、香川県ブースには5名の相談者があった。

一時は就業者の高齢化が問題となっていた林業界だが、ここ数年は緑の雇用事業などの成果により若返りが見られるようになっている。相談者からは香川県で林業に就業するにはどんなところがあるか、就業可能な森林組合の場所はどこかといったものが多く、移住支援対策はどんなことがあるかといった質問もあった。

東京会場

大阪会場



令和元年度森林組合（就業5年未満） 現業職員育成研修会開催

令和元年11月19日（火）、ホテル「ルポールさぬき」において、就業5年未満の現業職員を対象とした育成研修会を開催した。研修会では全国森林組合連合会より富山参事を迎え、「これからの現業職員に期待されること」、またフォレスト・キャリア・サポートの田村代表による「コミュニケーションとは…」、そしてみどり整備課の穴吹課長による「香川県の林業について」や、農林中央金庫宮城四国営業部長による「コンプライアンス研修」を行ったほか、「定着を図るための意見交換」も行い、県内の森林組合から総勢25名の現業職員が受講し、熱心に討議を行った。



視察研修

令和元年12月19日（木）から20日（金）にかけて、香川県議会森林・林業・林産業活性化促進議員連盟及び一般財団法人香川県森林林業協会（香川県林業労働力確保支援センター）合同の視察研修を開催した。視察先にはCLTと鉄骨を組み合わせた都市型木造建築である「兵庫県林業会館」と、放置竹林の課題解決と併せ、厄介者の「竹」を地域資源と捉え、有効活用と新産業と雇用の創出を図る「竹資源有効活用プロジェクト」に取り組む宮津市を選定し、総勢20名が研修に参加、積極的に質問するなど充実した視察研修となった。



必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も 香川県の最低賃金

● **地域別最低賃金** 香川県内の事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	818円	令和元年10月1日

● **特定最低賃金** 下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高いほうの最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

件名	時間額	適用除外される労働者（この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。）	効力発生年月日
冷凍調理食品製造業 最低賃金	819円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	令和元年12月15日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 最低賃金	940円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和元年12月15日
船舶製造・修理業、 船用機関製造業最低賃金	953円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和元年12月15日
電子部品・デバイス・ 電子回路・電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金 (光ディスク・磁気ディスク・磁気 テープ製造業、電池製造業、その 他の電気機械器具製造業を除く)	883円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務を主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）	令和元年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。 ○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。
○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先

- 香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919
- 労働基準監督署 高松 087-811-8946 丸亀 0877-22-6244 坂出 0877-46-3196
観音寺 0875-25-2138 東かがわ 0879-25-3137